

案

第3次静岡県犯罪被害者等支援計画

令和8年度～令和13年度

静岡県

目 次

第 1 章 推進計画の策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
第 2 章 犯罪被害者等を取り巻く現状と課題	
1 犯罪・交通事故の状況	3
2 各相談・支援機関への相談状況	6
3 犯罪被害者等を取り巻く状況	10
4 犯罪被害者等支援における課題	13
第 3 章 基本理念・目指す姿	
1 基本理念	14
2 目指す姿	16
第 4 章 推進体制	
1 県全体の推進体制	17
2 庁内の推進体制	17
第 5 章 具体的施策（施策展開）	18
1 相談・支援体制の整備	
(1) 総合的な支援体制の整備	19
(2) 相談・情報の提供	20
(3) 人材の育成	21
(4) 民間支援団体に対する支援	21
(5) 緊急を要する犯罪被害者等支援の実施	22
2 精神的・身体的被害からの回復支援	
(1) 心理的外傷等からの回復	23
(2) 安全確保	23
(3) 捜査の過程における配慮等	24
3 生活再建に向けた支援	
(1) 損害の回復を図るための情報の提供	25
(2) 経済的な負担の軽減	25
(3) 日常生活への支援	26
(4) 居住の安定	26
(5) 雇用の安定	27

4 県民の理解の増進	
(1) 県民の理解の促進	28
(2) 学校における教育	28
 参考資料	
1 犯罪被害者等基本法	30
2 静岡県犯罪被害者等支援条例	35
3 静岡県犯罪被害者等支援推進協議会設置要綱	38
4 静岡県犯罪被害者等支援庁内推進本部設置要綱	40

第1章 推進計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

犯罪被害に遭われた方及びその御家族又は御遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、生命や財産を奪われる、家族を失う、傷害を負わされるといった直接的な被害だけでなく、心身の不調や治療費の負担等の経済的被害、さらには、周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材、報道によるストレス、不快感など、「二次的被害」といわれる被害後に生じる様々な問題にも苦しめられることがあります。

このため、国では、平成16年に「犯罪被害者等基本法」が定められ、県においても、犯罪被害者等の状況やその心情に対する理解を深め、県民全体で犯罪被害者等を温かく支える地域社会の形成を目指し、平成27年4月に「静岡県犯罪被害者等支援条例」（以下「県条例」という。）を施行しました。

この県条例第8条に基づき、平成28年10月には「静岡県犯罪被害者等支援推進計画」を策定し、県及び県内の全ての市町に「総合的対応窓口」を設置するとともに、カウンセリング等費用の公費負担制度などの新たな支援制度の創設、性暴力被害者支援センターSORA（そら）の設置等、支援の充実に取り組みました。

また、令和3年3月には、「第2次犯罪被害者等支援推進計画」（令和3年度～令和7年度）を策定し、県内全ての市町に犯罪被害者等支援を盛り込んだ条例が制定され、県及び全ての市町に犯罪被害者等見舞金制度が整備されるとともに、多機関ワンストップサービス体制の構築等、犯罪被害者等の方々に寄り添った支援の充実に向けて取り組んでいます。

第2次推進計画の計画期間が令和7年度末で終了することから、令和8年度以降も引き続き、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ長期的に推進するため、第3次静岡県犯罪被害者等支援推進計画を策定することとします。

2 計画の位置づけ

静岡県犯罪被害者等支援推進計画は、県条例第8条に基づく「犯罪被害者等支援に関する推進計画」として、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ長期的に推進するための基本方針及び取組について定めます。

また、「静岡県総合計画」（計画期間：2025年度から4年間）」を補完し、犯罪被害者等支援の課題に対応する分野別計画として、静岡県総合計画をはじめとする県のその他の関連計画とも整合をとりながら、施策を推進します。

3 計画の期間

計画期間は、令和8年度から令和13年度までの6年間とします。

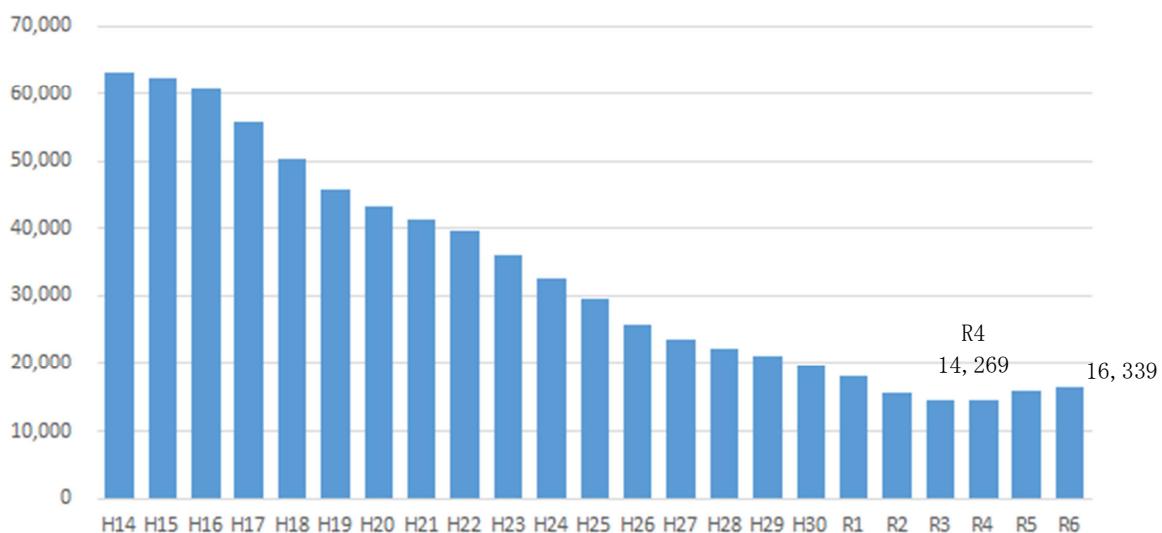
また、毎年度、施策の実施状況を確認するとともに、国の犯罪被害者等支援の動向や犯罪被害者等を取り巻く状況の変化等により、必要に応じて、計画の見直しを行います。

第2章 犯罪被害者等を取り巻く現状と課題

1 犯罪・交通事故の状況

(1) 刑法犯認知件数

県内における刑法犯の認知件数は、平成 14 年をピークに 20 年連続で減少していましたが、令和 5 年に増加に転じ、令和 6 年は、16,339 件となっています。



刑法犯認知件数（内訳）(単位：件)

罪種等	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	
殺人・強盗・放火等	111	177	163	
暴行・傷害・脅迫等	1,837	1,929	1,831	
窃 盜	空き巣・忍込み等	378	325	471
	事務所・店舗等 侵入窃盗	500	553	806
	乗り物盗	2,449	2,835	2,951
	万引き	2,349	2,666	2,669
	車上ねらい	551	744	646
	その他非侵入窃盗	2,823	3,022	3,082
	小計	9,050	10,145	10,625
詐欺、横領等	758	848	1,095	
わいせつ、性的姿態撮影等	269	306	387	
器物損壊	1,371	1,320	1,180	
その他	873	887	1,058	
計	14,269	15,612	16,339	

出典：静岡県警察提供

(2) 重要犯罪の発生状況

県内における重要犯罪（殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐・人身売買及び不同意わいせつ）の認知件数は、ここ数年、増加傾向にあります。

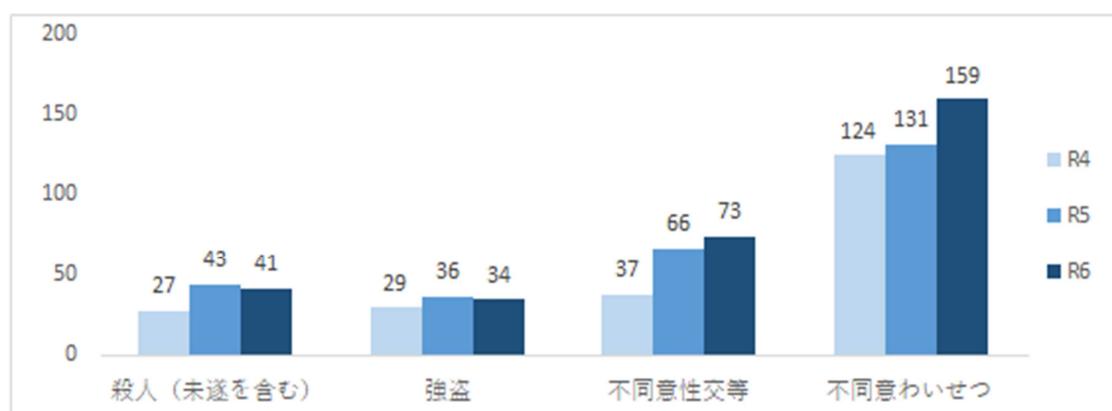
重要犯罪のうち、未遂を含む殺人事件は40件前後、強盗は35件前後となっています。

なお、性犯罪については、令和5年7月に刑法の一部を改正する法律が施行されたため、大きく増加しました。

(単位：件)

罪＼年	令和4年	令和5年	令和6年
殺人（未遂を含む）	27	43	41
強盗	29	36	34
放火	18	32	15
不同意性交等（※）	37	66	73
不同意わいせつ（※）	124	131	159
略取誘拐・人身売買	17	23	16
計	252	331	338

※令和5年7月刑法一部改正施行前：強制性交等罪及び強制わいせつ罪の件数



出典：静岡県警察提供

(3) 交通事故の発生状況

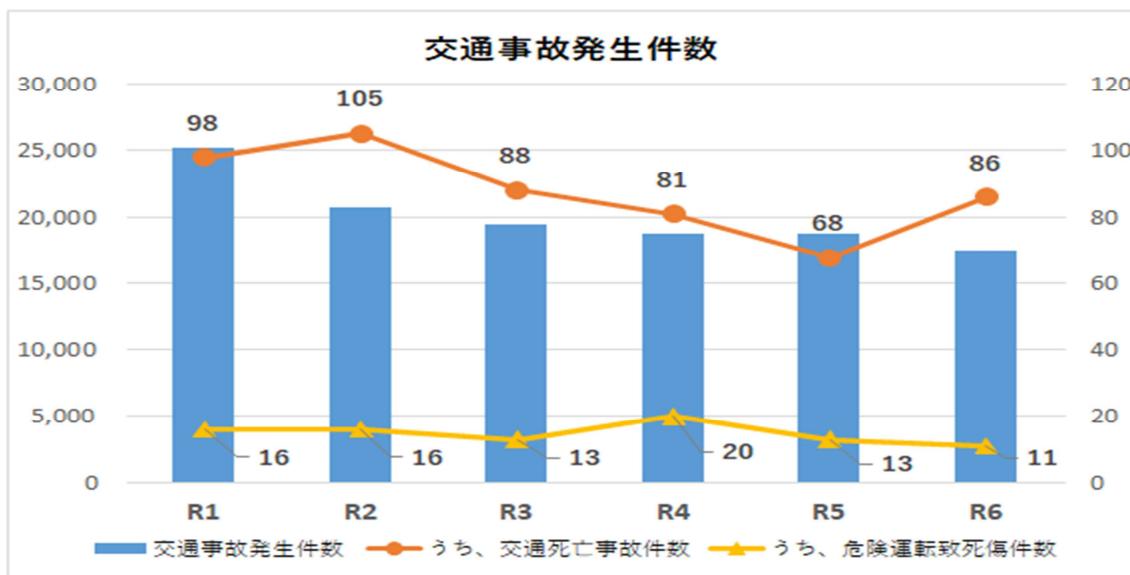
県内における交通事故（人身事故：当事者が負傷した事故）の発生件数は、令和6年は17,441件と、ここ数年は18,000件前後で推移しています。

このうち、令和6年の交通死亡事故件数は86件、危険運転致死傷件数は11件となっています。

（単位：件）

区分	令和4年	令和5年	令和6年
交通事故発生件数	18,678	18,662	17,441
交通死亡事故件数	81	68	86
危険運転致死傷件数	20	13	11

出典：静岡県警察提供



出典：静岡県警察提供

2 各相談・支援機関への相談状況

(1) [警察] 指定被害者支援要員を運用した事件数

専門的な支援を必要とする事件が発生した際に、警察では、事前に指定した「指定被害者支援要員」が被害者の直接的な対応及び支援を行います。

令和6年は、生命・身体に係る犯罪のうち387件で、交通事故のうち292件で、指定被害者支援要員による支援を行っています。

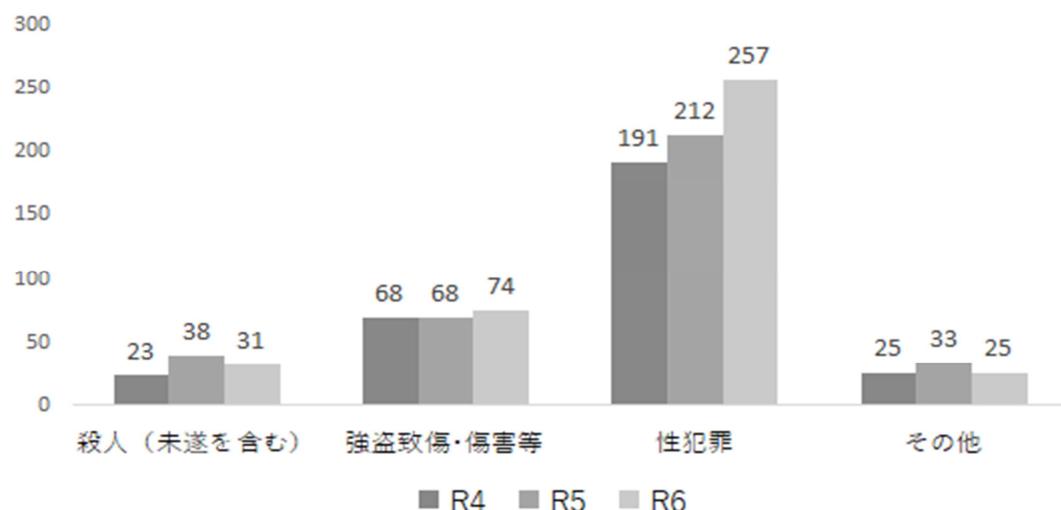
<参考>指定被害者支援要員の指定状況（令和6年度）

所 属	指定人数 (うち、女性)
各警察署（28警察署）	749 (172)
高速道路交通警察隊	39 (1)
計	788 (173)

出典：静岡県警察提供

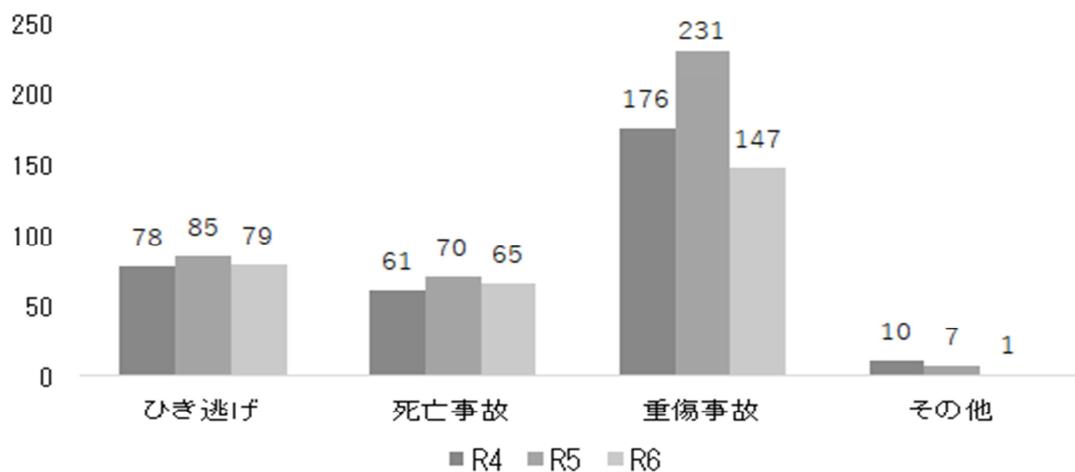
①指定被害者支援要員の運用事件数（身体犯）(単位：件)

区 分	令和4年	令和5年	令和6年
殺人	23	38	31
強盗致傷・傷害等	68	68	74
性犯罪	191	212	257
その他	25	33	25
計	307	351	387



②指定被害者支援要員の運用事件数（交通事故）

区分	令和4年	令和5年	令和6年
ひき逃げ	78	85	79
死亡事故	61	70	65
重傷事故	176	231	147
その他	10	7	1
計	325	393	292



（2）特定非営利活動法人静岡犯罪被害者支援センターへの相談件数

「特定非営利活動法人静岡犯罪被害者支援センター」は、静岡県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体に指定された民間支援団体であり、犯罪被害に対する専門的な知識のある相談員が電話相談、面接相談、法律相談を行っています。

また、必要に応じて、警察署や裁判所、医療機関、カウンセリング等への付き添い支援を行っています。

(単位：件数（延べ）)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
相談合計	227	491	566	
電話相談	204	464	540	
面接相談	12	14	10	
法律相談	11	13	16	
訪問面接	21	22	27	
付き添い	警察・裁判所	39	24	70
	法律相談	14	15	35
	行政機関	0	6	2
	医療・カウンセリング	4	10	10
各機関との連絡調整	0	3	2	

出典：(特非) 静岡犯罪被害者支援センター提供

(3) 性犯罪被害相談窓口（#8103）への相談件数

県警察では、性犯罪被害の専用相談電話として24時間受けられる「性犯罪被害相談電話（#8103）」を開設しています。

また、相談者の希望により、女性警察官による対応を可能とするなど、性犯罪被害者の立場に立った対応を心掛け、その精神的負担の軽減を図っています。

(単位：件数（延べ）)

相談内容	令和4年	令和5年	令和6年
性犯罪の申告	35	74	80
過去性犯罪被害の悩み	8	20	13
性的ないやがらせ	6	6	2
男女の性に関するもの	16	15	13
つきまとい行為等事案	1	0	3
その他	96	135	242
計	162	250	353

出典：静岡県警察提供

(4) 県性暴力被害者支援センターSORA（そら）への相談件数

性犯罪の被害者は、警察への相談や被害の届出をためらうことがあるから、県では、「静岡県性暴力被害者支援センターSORA（そら）」において、性犯罪を含む性暴力被害者から相談を受け付け、支援しています。

令和6年度の相談延べ件数（電話、チャット、面接）は、1,642件で、前年度から減少したものの、高い水準で推移しています。

(単位：件数（延べ）)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
SORA相談合計	1,859	1,751	1,642
電話相談	1,522	1,422	1,454
チャット相談	257	257	142
面接相談	80	72	46

出典：くらし交通安全課

(5) 各市町「総合的対応窓口」への相談人数

犯罪被害者等支援の「総合的対応窓口」は、県及び全ての市町に設置されており、犯罪被害者等からの相談・問合せに対応して、庁内の各所属に情報提供・橋渡しを行うなど、総合的な対応を行う窓口をいいます。

令和6年度は、県内35市町合計で56人が相談を行っています。

(単位：実人数、件数)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総合的対応窓口への 相談人数 35市町 合計	34	62	56
参考	延べ 相談受理件数	38	70
	事件数	33	58
			43

出典：くらし交通安全課市町調査

3 犯罪被害者等を取り巻く状況

〔警察庁〕令和5年度犯罪被害類型別調査結果より

調査概要

- ・調査方法：インターネットによる調査モニター（20歳以上）から抽出
スクリーニング調査及び本調査の2段階（Web調査）
- ・回収結果：スクリーニング調査有効回答数 40,066人
本調査有効回答数 1,670人（うち、犯罪被害者等計 851人）

（1）犯罪被害者等と一般対象者との比較

① 生活上の変化

犯罪被害者等には事件後から現在までの生活変化（出来事）、一般対象者には最近5年間程度の生活変化（出来事）を尋ねたところ、犯罪被害者等では、「自分が転居（引越し）をした」、「学校または仕事をしばらく休んだ（休学、休職）」「学校または仕事を辞めた、変えた」等において、一般対象者の回答比率を上回った。

〔回答者属性別、生活上の変化（複数回答）〕

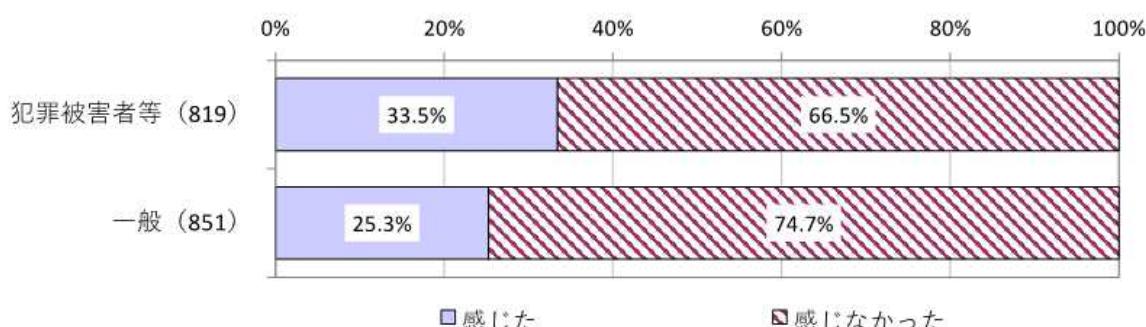
全体	学校または仕事を辞めた、変えた	学校または仕事をしばらく休んだ（休学、休職）	長期に通院したり入院したりするようなけがや病気をした	自分が転居（引越し）をした	結婚した	別居・離婚をした	望まない妊娠をした	こどもが生まれた	同居している家族が結婚した	
犯罪被害者等	819 (25.5%)	209 (18.8%)	154 (14.8%)	121 (14.8%)	195 (23.8%)	110 (13.4%)	78 (9.5%)	19 (2.3%)	78 (9.5%)	40 (4.9%)
一般	851 (10.8%)	92 (3.1%)	26 (3.6%)	31 (3.6%)	58 (6.8%)	11 (1.3%)	8 (0.9%)	1 (0.1%)	24 (2.8%)	6 (0.7%)

同居している家族にこどもが生まれた	同居している家族の看護・介護が必要になった	家族が亡くなった	家族間の信頼が深まった	家族間で不和が起こった	学校や職場、地域の人々との関係が親密になった	学校や職場、地域の人々との関係が悪化した	その他	あてはまるものはない	
犯罪被害者等	23 (2.8%)	32 (3.9%)	118 (14.4%)	37 (4.5%)	117 (14.3%)	18 (2.2%)	53 (6.5%)	14 (1.7%)	333 (40.7%)
一般	0 (0.0%)	19 (2.2%)	81 (9.5%)	22 (2.6%)	21 (2.5%)	11 (1.3%)	18 (2.1%)	4 (0.5%)	573 (67.3%)

② 身体的状況

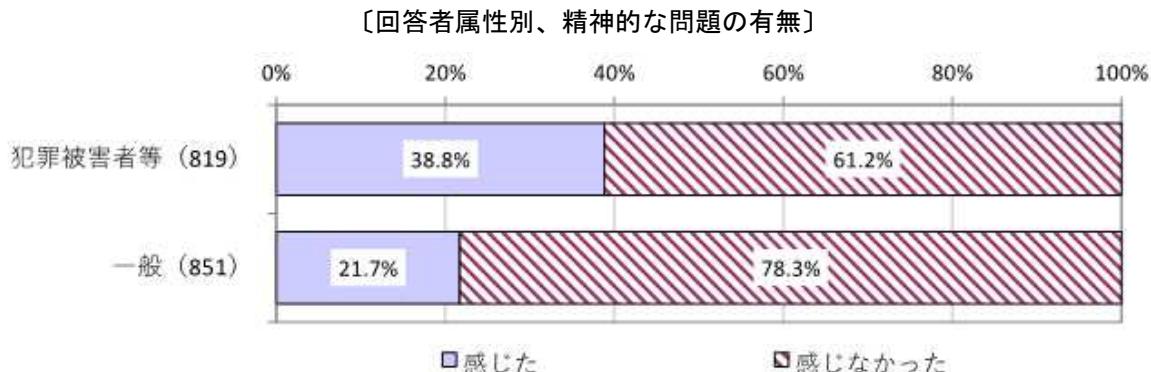
過去30日間における身体上の問題について、「感じた」との回答比率は犯罪被害者等（33.5%）の方が一般対象者（25.3%）よりも高くなっている。

〔回答者属性別、身体上の問題の有無〕



③ 精神的状況

過去30日間における精神的な問題や悩みについて、「感じた」との回答比率は犯罪被害者等(38.8%)の方が一般対象者(21.7%)よりも高くなっている。



④ 日常生活が行えなかつたと感じた日数

直近1年間で心身の不調等により仕事や日常生活が行えなかつたと感じた平均日数については、犯罪被害者等(28.9日)が一般対象者(7.5日)の約4倍に達している

〔回答者属性別、回答者属性別、日常生活が行えなかつたと感じた日数〕

回答者属性	平均日数
犯罪被害者等	28.9日
一般	7.5日

(2) 加害者による損害賠償状況

事件に関連して受領した給付、支給、賠償の内容について、犯罪被害者等全体では79.9%が「いずれも受けていない」と回答しており、「加害者からの賠償」との回答比率は3.1%にとどまっている。

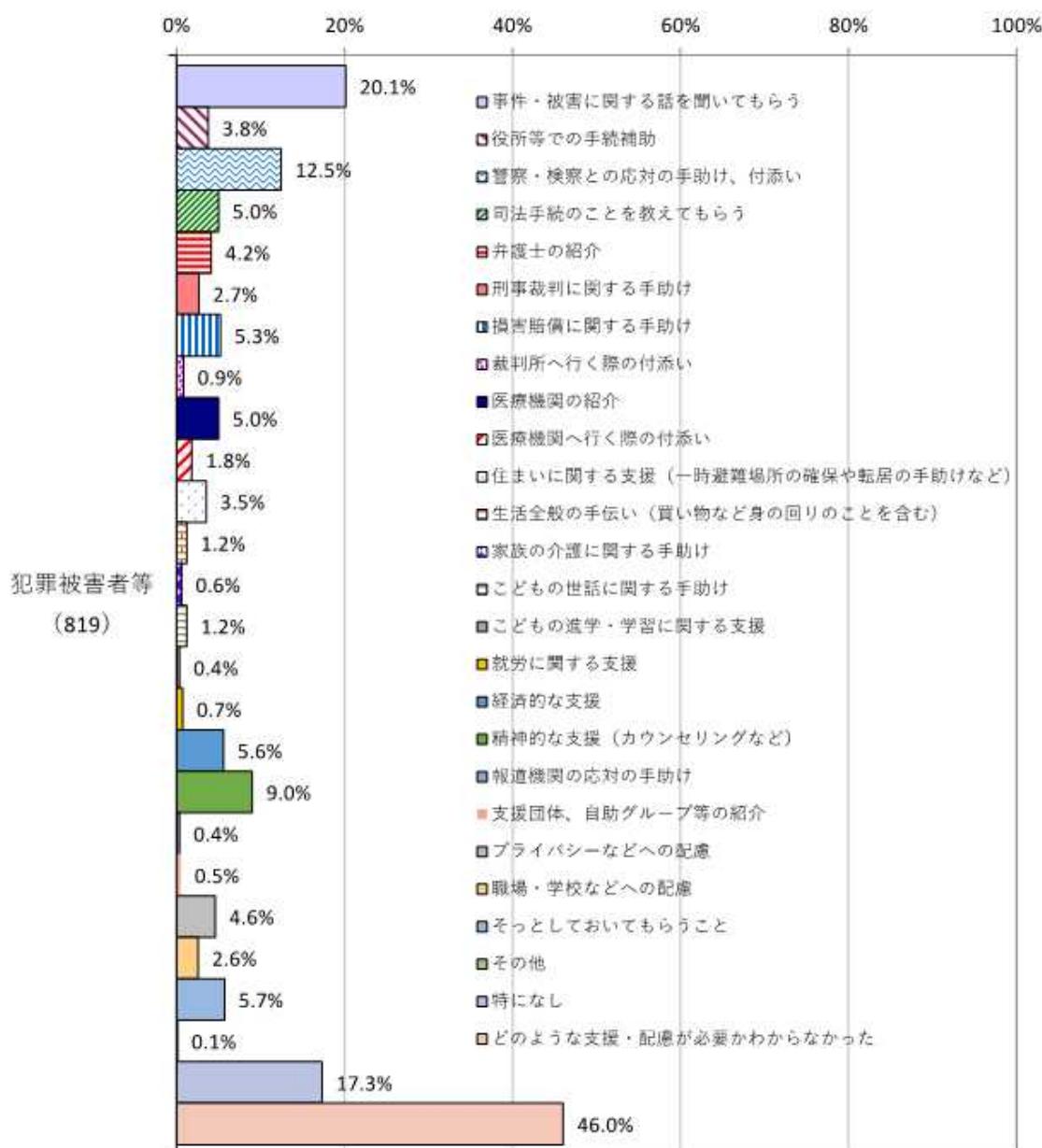
〔受領した給付・支給・賠償の内容（複数回答）犯罪被害者等全体 n=819〕

受領した給付・支給・賠償内容	回答	回答比率
犯罪被害者等給付金	8	1.0%
地方公共団体からの見舞金	5	0.6%
労災保険	18	2.2%
その他公的な給付・支給	19	2.3%
加害者側の自動車保険	58	7.1%
加害者側の保険	12	1.5%
被害者側の保険	19	2.3%
その他民間団体からの給付・支援	2	0.2%
加害者からの賠償	25	3.1%
その他	5	0.6%
いずれも受けっていない	654	79.9%
わからない	36	4.4%

(3) 被害直後の支援ニーズ

回答者や家族が被害直後に必要とした支援・配慮については、「どのような支援・配慮が必要か分からなかった」(46.0%)との回答比率が最も高くなっている。

具体的な支援・配慮の中では、「事件・被害に関する話を聞いてもらう」(20.1%)が最も高く、「警察・検察との応対等の手助け・付添い」(12.5%)、「精神的な支援（カウンセリングなど）」(9.0%)となっている。



4 犯罪被害者等支援における課題

(1) 犯罪被害者等の負担の軽減

犯罪被害者等は、犯罪等により生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるといった様々な被害を受けるほか、医療費の負担や収入の途絶等による経済的に困窮、自宅の損傷や加害者から逃れるための転居を余儀なくされるなど、様々な困難に直面することが少なくありません。

しかしながら、犯罪被害者等は、精神的に過酷な状況に置かれ、自分や家族が抱える課題に気付き得ないことが多いほか、仮に気付いたとしても、支援に携わる機関・団体が様々であることから、受けられる支援の内容や支援を受ける方法が分からない、支援を受ける機関・団体ごとに同じ説明を繰り返すなどの負担が生じことがあります。

このため、犯罪被害者等のニーズを適切にくみ取り、犯罪被害者等が必要とする機関・団体の支援へ漏れなくつなぐ、相談・支援体制が求められています。

(2) 市町・関係機関との連携、人材の育成

犯罪被害者等のニーズは多岐にわたり、そのニーズを単一の機関による取組で満たすことは困難であり、犯罪被害者等に対し、途切れないと支援を提供するためには、生活を支援する各種制度・サービスの実施主体である市町をはじめ、多くの機関が関与し、連携することが求められます。

また、行政機関は、人事異動等による担当者の交代があることから、犯罪が多くない地域の市町においては、職員が十分な経験を有していないことがあります。

このため、日頃から、支援に携わる関係機関が顔の見える関係を作り、相互理解を深め、連携を促進するとともに、支援に携わる職員の理解の増進や専門的知識の習得、対応能力の向上が求められています。

(3) 県民一人ひとりの理解の増進

犯罪被害者等は、犯罪等により心身や財産に被害を受けた後、周囲の人々の支えや関わりを通じて被害からの回復を果たす場合がある一方で、周囲の人々の誤った認識や無理解、無関心等による言動に傷付けられるという「二次的被害」を受ける場合があります。

また、ソーシャルメディアの急速な利用拡大に伴い、犯罪被害者等に対するいわれのない誹謗中傷や誤情報を含むプライバシー情報等がインターネット上に投稿された上、そのような投稿が安易に拡散されるなど、犯罪被害者等の人格権や心情が深く傷付けられるという深刻な事態が生じることもあります。

このため、県民一人ひとりが、犯罪被害者等が置かれる状況や犯罪被害者等への支援の重要性について理解し、犯罪被害者等が安心して助けを求めることができ、安心して暮らせる地域社会の実現が求められています。

第3章 基本理念・目指す姿

1 基本理念

第2章「犯罪被害者等を取り巻く現状と課題」及び県条例第3条に掲げる基本理念を踏まえ、第1次及び第2次県推進計画と同様、以下の4つを施策を推進する上での基本理念とします。

(1) 尊厳を尊重した支援

県犯罪被害者等支援条例 第3条第1項

犯罪被害者等支援は、個人情報の不適切な取扱い、配慮に欠けた言動等により、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮して行われなければならない。この場合において、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を尊重しなければならない。

犯罪被害者等は社会のかけがえのない一員であり、その尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい当然の処遇を保障される権利を有していることを念頭に相談・支援を行い、「二次的被害」にも遭わないよう配慮して施策を推進していきます。

(2) 理解と配慮

県犯罪被害者等支援条例 第3条第2項

犯罪被害者等支援は、県民が日常生活又は社会生活において様々な問題に直面している犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情を理解し、それぞれの立場における自主的な取組を行うことにより推進されなければならない。

犯罪による被害には様々な態様があり、犯罪被害者等が置かれている状況も家庭環境、住宅事情、就労状況及び経済的状況により様々です。

支援に当たっては、犯罪被害者等の個別の事情を正確に把握し、理解した上で、そのニーズに応じた支援を適切に実施できるよう施策を推進していきます。

(3) 途切れのない支援

県犯罪被害者等支援条例 第3条第3項

犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。

犯罪被害者等が平穏な生活を回復するまでには長時間を要し、また、時間の経過とともに直面する問題が様々に変化し、必要とされる支援内容も変化します。

犯罪被害者等が被害原因や居住地域にかかわらず、その置かれている状況等に応じ、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を適時適切に途切れることなく受けることができるよう、施策を推進していきます。

なお、自分自身が犯罪被害に遭ったことを他人に知られたくないと考える犯罪被害者等は少なくないほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）においても「犯罪により害を被った事実」は要配慮個人情報とされており、情報管理の徹底は極めて重要なものであることから、関係機関との連携に当たっては、個人情報の取扱いに特段の配慮をします。

(4) 連携による支援

県犯罪被害者等支援条例 第3条第4項

犯罪被害者等支援は、民間支援団体、事業者その他の犯罪被害者等支援に関係するものが相互に連携し、及び協力することにより推進されなければならない。

犯罪被害者等への支援は、時期、被害者個々の状況等によって必要とする支援は異なり、多様な支援が求められます。

そこで、関係機関相互の理解を増進させ、協力意識を醸成して、関係機関が一体となった「連携による支援」が実現できるよう施策を推進していきます。

2 目指す姿

県条例と前記基本理念を踏まえ、犯罪被害者等支援を総合的かつ長期的に推進するため、犯罪被害者等支援に携わる全ての機関が連携した途切れのない支援をすることで「誰もが安心して暮らせる地域社会の実現」を目指します。

基本理念

- ① 尊厳を尊重した支援
- ② 理解と配慮
- ③ 途切れのない支援
- ④ 連携による支援

目指す姿

県民の誰もが安心して暮らせる
地域社会の実現

第4章 推進体制

犯罪被害者等支援に当たっては、県や県警察、市町、国の行政機関、民間支援団体、関係団体等が、目指す姿を共有し、相互に連携・協力しながら、それぞれがもつ支援を一体的に犯罪被害者等に提供していく必要があります。

このため、次のとおり、県全体の推進体制及び府内の推進体制を整備し、犯罪被害者等支援に関する施策を推進します。

1 県全体の推進体制

（1）静岡県犯罪被害者等支援推進協議会

県や県警察、市町、国の行政機関、民間支援団体、関係団体等で構成する県全体の推進組織として、「静岡県犯罪被害者等支援推進協議会」を設置し、相互協力・連携のもと、犯罪被害者等の求めに応じた支援を行います。

（2）（警察署/市町）犯罪被害者支援連絡協議会

各警察署又は市町単位の「犯罪被害者支援連絡協議会」を設置し、地域における連携の強化を推進します。

2 府内の推進体制

（1）静岡県犯罪被害者等支援府内推進本部

県知事部局、県教育委員会及び県警察が連携して犯罪被害者等支援施策を推進するための府内推進組織として、「静岡県犯罪被害者等支援府内推進本部」を設置し、静岡県犯罪被害者等支援推進計画の策定や進捗状況の確認を行うとともに、機関内ワンストップサービス体制を整備し、犯罪被害者等の求めに応じた支援を行います。

（2）静岡県犯罪被害者等支援有識者会議

外部の有識者・専門家等で構成する「静岡県犯罪被害者等支援有識者会議」を設置し、県の犯罪被害者等支援施策を実効性あるものとして推進します。

第5章 具体的施策(施策展開)

施策の体系

施策の柱(大柱)	施策項目(小柱)
1 相談・支援体制の整備	(1) 総合的な支援体制の整備 (2) 相談・情報の提供 (3) 人材の育成 (4) 民間支援団体に対する支援 (5) 緊急を要する犯罪被害者等支援の実施
2 精神的・身体的被害からの回復支援	(1) 心理的外傷等からの回復 (2) 安全確保 (3) 捜査の過程における配慮等
3 生活再建に向けた支援	(1) 損害の回復を図るための情報の提供 (2) 経済的な負担の軽減 (3) 日常生活への支援 (4) 居住の安定 (5) 雇用の安定
4 県民の理解の増進	(1) 県民の理解の促進 (2) 学校における教育

1 相談・支援体制の整備

(1) 総合的な支援体制の整備

- 犯罪被害者等支援を県全体で推進するための組織「静岡県犯罪被害者等支援推進協議会」及び市町又は警察署単位の会議体「警察署犯罪被害者支援連絡協議会」を設置・運営し、構成する公的機関、専門職、民間団体等が連携した支援を推進します。
(くらし交通安全課、警察本部)
- 事件発生直後から犯罪被害者等に寄り添い、必要な助言や情報提供等を行う「指定被害者支援要員」の積極的活用を図り、捜査担当部門との連携及び犯罪被害者等からの要望等の把握に努めます。
(警察本部)
- 警察の所管業務にとらわれず、犯罪被害者等のニーズを把握するとともに、そのニーズに応じて、県・市町、犯罪被害者等早期援助団体等への情報提供や橋渡しを行います。
(警察本部)
- 庁内の被害者等支援に係る課で構成される「静岡県犯罪被害者等支援庁内推進本部」を設置し、関係各局等が相互に連携・協力し、犯罪被害者等支援施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。
(くらし交通安全課)
- 県の「総合的対応窓口」を設置し、県庁内（県教育委員会を含む）における「機関内ワンストップサービス体制」を構築します。
(くらし交通安全課)
- 個別事案の支援において、犯罪被害者等のニーズを踏まえ、県や市町、関係機関が提供する生活を支援する各種制度・サービスに漏れのないようにつないでいくため、複数の機関・団体による複数の制度・サービスを提供する必要が見込まれる場合の支援の仕組みである「多機関ワンストップサービス体制」を構築・運用します。
(くらし交通安全課)
- 多機関ワンストップサービス体制の中核を担う「犯罪被害者等支援コーディネーター」を県に配置し、犯罪被害者等のニーズに応じて、支援策等の情報提供、関係機関との連絡調整、市町への助言などを行い、適切な支援につなげます。
(くらし交通安全課)
- 「犯罪被害者等支援総合調整窓口（電話相談）」を設置し、支援の提供先機関に係る情報の提供など、県民からの相談に対応します。
(くらし交通安全課)
- 市町職員を対象とした研修会の開催や各種情報の提供、個別事案に関する助言等により、市町における「総合的対応窓口」及び「機関内ワンストップサービス体制」の円滑な運用を支援します。
(くらし交通安全課)
- 「静岡県性暴力被害者支援センターSORA（そら）」において、関係機関と連携して、性暴力被害者等に対し、相談・支援を行います。
(くらし交通安全課)
- 専門的な助言を行うアドバイザーの派遣及び連携担当職員の養成研修等により、社会福祉法に基づく市町の包括的な支援体制の整備を支援します。
(福祉長寿政策課)

(2) 相談・情報の提供

■ 対象となる事件の犯罪被害者等に、刑事手続き等の流れや警察及び関係機関・団体の支援制度の内容、連絡先を記載した冊子を交付します。また、冊子の内容について、必要に応じ見直しを図り、必要な情報を確実に提供するよう努めます。	(警察本部)
■ 県警ふれあい相談室 (#9110) や性犯罪被害相談電話 (#8103) 等の各種相談窓口を適切に運営します。	(警察本部)
■ 市町における総合的対応窓口を始め、地域における関係機関・団体の連絡先や各種支援制度・事業の内容を一覧できる「静岡県犯罪被害者等支援ハンドブック」の活用を図ります。	(くらし交通安全課)
■ 被害児童生徒の不安、悩みに対応するため、臨床心理士等のスクールカウンセラーを学校に派遣する等、学校内の相談体制の充実を図ります。	(義務教育課、高校教育課、特別支援教育課)
■ 被害児童生徒や保護者に対し、少年サポートセンター、児童相談所、福祉事務所、地域の関係機関等に関する情報提供を行います。	(義務教育課、高校教育課、特別支援教育課)
■ 県総合教育センターの教育相談において、心理学や精神医学等に関する専門家からの助言等を受け、児童生徒や保護者からの面接相談や電話相談に対応します。教育委員会内をはじめ関係各機関等との連携を図り、相談機関としての機能の充実を図ります。	(教育政策課、総合教育センター)
■ 児童虐待防止のため、市町に対しこども家庭センターの設置促進を図り、家庭支援事業の実施や児童相談所との連携を強化する取り組みを行います。	(こども家庭課)
■ DV（配偶者等からの暴力）被害者が確実に相談窓口につながるよう相談窓口の周知を強化するとともに、利用しやすい手段で相談できる環境を整備します。	(こども家庭課)
■ あざれあ相談において、男女共同参画の視点から、相談者自身がよりよい解決策を見出すための相談・支援を実施します。	(男女共同参画課)
■ ひとり親家庭に対し、「ひとり親サポートセンター」において、就業相談や生活相談等を実施します。	(こども家庭課)
■ 障害者虐待防止支援センターにおいて、関係機関と連携して、虐待等の被害を受けた障害のある方やその関係者からの相談に対応します。	(障害者政策課)
■ 高次脳機能障害に係る当事者・家族からの相談対応等を行うため、支援拠点機関を中心として関係機関の連携を強化し、相談支援を行います。	(障害福祉課)
■ 県内に住所を有しない者が県内で発生した犯罪等により被害を受けた場合には、警察や国、他の都道府県、民間支援団体等と連携し、被害者等への情報の提供や関係機関との連絡・調整を行います。	(くらし交通安全課)

(3) 人材の育成

■ 指定被害者支援要員、性犯罪指定捜査員をはじめとした犯罪被害者等支援に従事する職員等に対し、各種研修を実施します。	(警察本部)
■ 警察学校入校生（初任科、任用科、専科）に対し、犯罪被害者等支援に関する授業を行います。	(警察本部)
■ 県犯罪被害者等支援推進協議会の構成機関職員や庁内推進本部関係各課の職員を対象に、犯罪被害者等支援体制の円滑な運用や被害者への二次的被害防止を図るための研修会を開催します。	(くらし交通安全課)
■ 警察庁の支援者向けオンデマンド研修教材「ギュッとラーニング」を関係機関に周知し、犯罪被害者等支援に関わる人材を育成します。	(くらし交通安全課)
■ 内閣府の「性犯罪・性暴力被害者支援のためのオンライン研修」や「配偶者暴力被害者支援のためのオンライン研修」を関係機関に周知し、支援に関わる人材を育成します。	(くらし交通安全課、こども家庭課)
■ 性暴力被害者支援に関わる機関等の職員が専門的な知識、対応能力を習得できるよう、性暴力被害者支援に係る講座等を開催します。	(くらし交通安全課)
■ 人権啓発指導者養成講座等の開催により、地域や学校、職場等において人権尊重の理念の普及高揚を図るための人材を養成します。	(地域福祉課人権同和対策室)
■ 県内の福祉事務所等において困難女性支援・DV相談業務に従事する職員や「女性相談支援員」等の資質向上を図るための研修会を開催します。	(こども家庭課)
■ 児童や家庭からの相談に一義的に対応する市町職員が必要とする知識や技術の習得を支援するため、市町児童相談担当職員研修を開催します。	(こども家庭課)
■ 高齢者虐待防止、権利擁護対応に関わる市町職員及び地域包括支援センター職員の対応能力の向上を図ります。	(福祉長寿政策課)

(4) 民間支援団体に対する支援

■ 犯罪被害者等早期援助団体に対し、犯罪被害者等の同意を得た上で、支援に必要となる犯罪被害者等に関する情報を提供するとともに、団体が行う公的機関や法律相談等への付添などの直接的支援事業に助言、協力します。	(警察本部)
■ 市町や関係機関の犯罪被害者等施策担当や相談窓口担当の職員に対する研修会や、犯罪被害者等支援に関する講演会、県ホームページへの掲載等、様々な機会を活用し、民間支援団体の活動等に関する周知及び広報に努めます。	(くらし交通安全課、警察本部)

■ 相談窓口一覧等を記載した「被害者等支援ハンドブック」を民間支援団体に配付するほか、各種講習会やイベント等の開催案内や参加呼び掛けなど、各種情報を提供します。	(くらし交通安全課)
■ 認定N P O法人静岡犯罪被害者支援センター（犯罪被害者等早期援助団体）の活動基盤の強化に協力します。	(警察本部、くらし交通安全課)
■ 民間シェルターが抱える課題の把握等を目的とした意見交換会や、被害者支援に関する県からの情報提供等により、民間シェルターの運営を支援します。	(こども家庭課)

(5) 緊急を要する犯罪被害者等支援の実施

■ 死傷者多数事件事故が発生した場合は、被害者支援本部を設置して被害者支援に従事する警察官を各所属から動員し、初動的な支援活動を迅速に実施できる体制を整備します。	(警察本部)
■ 死傷者多数事件事故発生時に被害者支援に従事する警察官向けに、被害者支援活動要領を定めたマニュアルを整備します。	(警察本部)
■ 静岡県犯罪被害者等支援推進協議会等を活用し、関係機関・団体間の連絡体制を整備します。	(くらし交通安全課、警察本部)

2 精神的・身体的被害からの回復支援

(1) 心理的外傷等からの回復

- 犯罪被害者等の希望に応じて、被害者支援カウンセラー（臨床心理士・公認心理師等の資格を持つ警察職員）によるカウンセリングを実施します。
(警察本部)
- 一時保護所（女性相談支援センター）では、心身ともに傷ついた女性の不安を緩和し、安心して今後の生活を考えられるよう、心理士や精神科嘱託医による面談や心理的ケア等の支援を行います。
(こども家庭課)
- 犯罪被害者等を含む児童生徒や保護者等の心の問題の解決を図るため、公立小中学校、県立高校及び特別支援学校等にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置や派遣を行い、児童生徒へのカウンセリングや保護者等への助言などを行います。
(義務教育課、高校教育課、特別支援教育課)
- 「精神保健福祉相談」の一環として「こころの電話相談」などを通じ、県民の様々なこころの悩みの相談に応じており、犯罪被害者についても対応します。
(障害福祉課、精神保健福祉センター)
- 学校等における事件・事故の直後にこころの緊急支援を行う「こころの緊急支援事業」の一環として学校関係者等を対象とした「こころの緊急支援研修」を開催します。
(精神保健福祉センター)
- 様々な子どもの心の問題・児童虐待や発達障害に対応するため、県立こども病院を拠点病院として各医療機関や保健福祉機関と連携した支援体制を整備します。
(こども未来課)

(2) 安全確保

- 検挙した加害者により再び危害を加えられる事態を防止するための保護対策を確実に行います。
また、刑事施設等と連携し、加害者の出所に関する情報を把握して再被害を受けるおそれのある犯罪被害者等に対して安全対策を講じます。
(警察本部)
- ストーカー事案やDV事案の被害者等が更なる犯罪により被害を受けることを防止するため、被害者の避難措置等の保護対策、被疑者の検挙を推進するとともに、法に基づく援助申出等に適切に対応し、安全確保に努めます。
(警察本部)
- 被虐待児童については、状況に応じて一時保護又は児童養護施設などの入所措置による社会的な権利擁護を行います。
(こども家庭課)
- DV被害者であって所在を秘匿する必要がある方等、被害者の多様なケースに対応できるよう、女性相談支援センターによる一時保護のほか、様々な委託一時保護所を確保します。
(こども家庭課)

<ul style="list-style-type: none"> ■ DV被害者であって所在を秘匿する必要がある方等、被害者の多様なケースに対応できるよう、女性相談支援センターによる一時保護のほか、様々な委託一時保護所を確保します。 	(こども家庭課)
<ul style="list-style-type: none"> ■ DV被害者等を保護する住民基本台帳の閲覧制限の周知徹底を市町に行い、市町及び関係機関とのより一層の連携を図ります。 	(こども家庭課)
<ul style="list-style-type: none"> ■ 一時保護されたDV被害者等に対しては、保護命令などの積極的な利用を勧めるとともに、裁判所から保護命令が出された場合は、防犯指導や連絡体制を取って、被害者の安全確保に努めます。 	(こども家庭課)
<ul style="list-style-type: none"> ■ 学校関係者が虐待発見時に適切に対応できるよう、通告義務の周知徹底を図ります。 	(義務教育課、高校教育課、特別支援教育課)

(3) 捜査の過程における配慮等

<ul style="list-style-type: none"> ■ 犯罪被害者等に現場確認等の精神的負担の大きい捜査への協力を求める場合は、指定被害者支援要員の活用を図り、二次的被害の低減に努めます。 	(警察本部)
<ul style="list-style-type: none"> ■ 犯罪被害者等が安心して事情聴取に応じられるよう、その心情やプライバシー保護に配慮した聴取場所の整備に努めます。 	(警察本部)
<ul style="list-style-type: none"> ■ 捜査の過程で受けける精神的負担を軽減するため、犯罪被害者の望む性別の警察官が対応できる体制の整備に努めます。 	(警察本部)
<ul style="list-style-type: none"> ■ 被害児童の負担軽減に配慮しつつ、信憑性の高い供述を確保するため、検察庁や児童相談所等と連携し、代表者が聴取する等により聴取場所や回数、方法等への配慮を行います。 	(警察本部)

3 生活再建に向けた支援

(1) 損害の回復を図るための情報の提供

- | | |
|---------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| ■ 犯罪被害者等に対して、捜査に支障のない範囲で捜査状況、検挙状況、被疑者の処分等について情報の提供を行います。 | (警察本部) |
| ■ 刑事手続の成果を利用し、簡易かつ迅速に損害賠償請求の審理を行う法務省の損害賠償命令制度等に関する情報提供を行います。 | (警察本部) |
| ■ 法テラスや静岡県弁護士会等法律の専門家が行う犯罪被害相談窓口や犯罪被害者等支援弁護士制度、民事法律扶助制度等に関する情報提供を行います。 | (警察本部、くらし交通安全課) |
| ■ 認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターで行っている法律相談につなげられるよう、同センターに対する犯罪被害者等の情報提供制度の活用を図ります。 | (警察本部) |

(2) 経済的な負担の軽減

- | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| ■ 対象となる犯罪被害者等に対し、各種公費負担制度について必要な説明を行うとともに、適切な運用を図ります。
・捜査で必要となる初回診察料や文書料等
・司法解剖後の遺体修復や遺体搬送等費用
・カウンセリング費用
・性犯罪被害者の緊急避妊等に要する費用 | (警察本部) |
| ■ 対象となる犯罪被害者等に対し、犯罪被害給付制度について必要な説明を行うとともに、手続の迅速化に努めます。 | (警察本部) |
| ■ 犯罪被害者の遺族や重傷病を負った犯罪被害者に遺族見舞金や重傷病見舞金を支給し、経済的負担の軽減を図ります。 | (くらし交通安全課) |
| ■ (公財) 犯罪被害救援基金制度、日本財団まごころ奨学金制度に関する情報提供を行います。 | (警察本部、くらし交通安全課) |
| ■ 対象となる暴力団犯罪被害者等に、(公財) 静岡県暴力追放運動推進センターが行う見舞金・貸付金に関する情報提供を行います。 | (警察本部) |
| ■ 交通事故事件の被害者等に対しては、(独法) 自動車事故対策機構、(公財) 交通遺児等育成基金、(一財) 道路厚生会等の支援制度に関する情報提供を行います。 | (警察本部、くらし交通安全課) |
| ■ 被害者が保険診療を求めた場合、加害者の署名が入った損害賠償誓約書等の有無にかかわらず、保険給付が行われる旨を国民健康保険及び後期高齢者医療の保険者に周知します。 | (国民健康保険課) |

<ul style="list-style-type: none"> ■ ひとり親世帯に対して、各種支援制度の周知に努め、手当の支給や福祉資金の貸付け等を適切に実施します。 	(こども家庭課)
<ul style="list-style-type: none"> ■ 所得が少ない世帯等が地域で安定した生活を送ることができるよう、生活福祉資金の貸付や相談支援を行う県社会福祉協議会に対し事業費を助成します。 	(地域福祉課)

(3) 日常生活への支援

<ul style="list-style-type: none"> ■ 認定N P O法人静岡犯罪被害者支援センターで行っている病院等への付添、諸手続の援助等の日常生活の支援につなげられるよう、同センターに対する情報提供制度の活用を図ります。 	(警察本部)
<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町の総合的対応窓口と連携し、家事援助等、日常生活を支援する行政・福祉サービスに関する情報を提供します。 	(警察本部、くらし交通安全課)

(4) 居住の安定

<ul style="list-style-type: none"> ■ 犯罪行為の現場となった等の理由により、自宅に戻ることが困難となつた犯罪被害者等の一時避難場所の確保にかかる費用、ハウスクリーニング費用の公費負担制度の適切な運用を図ります。 	(警察本部)
<ul style="list-style-type: none"> ■ 犯罪行為等により従前の住宅に住めなくなり、緊急に県営住宅に入居を希望する犯罪被害者等については、原則として1年を超えない期間で県営住宅の使用について配慮します。 	(公営住宅課)
<ul style="list-style-type: none"> ■ 犯罪被害者やD V被害者等の公営住宅への優先入居や目的外使用について、市町の犯罪被害者等支援担当課や公営住宅担当課へ制度の周知を行います。 	(公営住宅課)
<ul style="list-style-type: none"> ■ 犯罪被害者を含む住宅確保要配慮者の居住の安定確保のために、静岡県居住支援協議会の活動を通じて住宅情報を提供し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進します。 	(住まいづくり課)
<ul style="list-style-type: none"> ■ D V被害者等や被虐待児童に対し、児童養護施設、母子生活支援施設等において保護及び自立支援を行います。 	(こども家庭課)

(5) 雇用の安定

- | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| ■ 犯罪被害を契機に従来の就業条件の変更を余儀なくされ、キャリアカウンセリングが必要な場合はしづおかジョブステーションにて支援を行います。
また、犯罪被害者等が新規就労や転職を希望する場合には、静岡労働局やハローワークと連携し、きめ細やかな就労支援を行います。 | (産業人材課) |
| ■ 犯罪被害により障害を負った人が就職を希望する場合は、就業支援と生活支援を一体的に提供する「障害者就業・生活支援センター」を紹介するなどの情報提供を行います。 | (産業人材課) |
| ■ 犯罪被害者等が事業主との間で生じた労働問題に関して相談が寄せられた場合は、個別労働紛争解決制度などの周知を図るとともに、関係機関等と連携して問題解決を図ります。 | (産業人材課) |

4 県民の理解の増進

(1) 県民の理解の促進

- 県広報誌やホームページのほか、県民に触れることが多い各種広報媒体を活用し、犯罪被害者等支援に関する広報啓発の充実に努めます。
(くらし交通安全課、警察本部)
- 犯罪被害者月間（11月1日～12月1日）に合わせ、集中的な広報や街頭活動を行い、県民の理解を増進します。
(くらし交通安全課、警察本部)
- 県民が犯罪被害者等の置かれた状況等への理解を深めることができるよう、犯罪被害者等支援講演会等を開催します。
(くらし交通安全課、警察本部)
- 犯罪被害者等の支援に貢献した個人・団体を積極的に表彰することにより、社会全体で犯罪被害者等を支援する機運の醸成に努めます。
(警察本部)
- 人権に関する講演会等の開催、団体や企業、市町等が実施する講座等への講師の派遣及びマスメディアやインターネット等による情報発信等、効果的な人権啓発に努めます。
(地域福祉課人権同和対策室)

(2) 学校における教育

- 警察と教育委員会が連携して、中学生・高校生等を対象とした犯罪被害者等による講演等を取り入れた「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、犯罪被害者等への配慮や協力への意識を涵養します。
(警察本部、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課)
- 各学校において、生命のかけがえのなさについて理解を深めるための指導等、道徳教育の充実を一層図るよう努めるとともに、様々な体験活動を推進することで、自他の生命や自然を尊重する心を育成します。
(義務教育課、高校教育課、特別支援教育課)
- 人権教育を推進し、被害者にも加害者にもならないための意識の定着を図るとともに、犯罪被害者とその家族の人権に配慮する心や態度の育成を図ります。
(義務教育課、高校教育課、特別支援教育課)
- 県内の大学等と連携して、大学生を対象とした犯罪被害者等支援に関する講義を開催し、犯罪被害者等への配慮や社会参加活動についての理解を深め、大学生のボランティア参加を促します。
(警察本部)
- 児童生徒が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために、「生命（いのち）の安全教育」を推進します。
(義務教育課、高校教育課、特別支援教育課)

参考資料

- 1 犯罪被害者等基本法(平成 16 年 12 月 8 日、法律第 161 号)
- 2 静岡県犯罪被害者等支援条例（平成 26 年 12 月 25 日、条例第 92 号）
- 3 静岡県犯罪被害者等支援推進協議会設置要綱
- 4 静岡県犯罪被害者等支援庁内推進本部設置要綱

犯罪被害者等基本法

平成十六年法律第百六十一号

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講すべき犯罪被害者等のための施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するためには必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円

滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第二百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようするため、刑事に関する手続の進捗ちよく状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査

研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
 - 二 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 三 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

静岡県犯罪被害者等支援条例をここに公布する。

平成26年12月25日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第92号

静岡県犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、及び犯罪被害者等を支える地域社会の形成を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、地域社会で再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- (4) 民間支援団体 犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、個人情報の不適切な取扱い、配慮に欠けた言動等により、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮して行われなければならない。この場合において、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を尊重しなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、県民が日常生活又は社会生活において様々な問題に直面している犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情を理解し、それぞれの立場における自主的な取組を行うことにより推進されなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、民間支援団体、事業者その他の犯罪被害者等支援に関するものが相互に連携し、及び協力することにより推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、県その他の犯罪被害者等支援を行うもの（以下「犯罪被害者等支援者」という。）が行う犯罪被害者等支援に関する取組に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深めるよう努めること及び事業活動を行うに際して犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するよう努めることにより、犯罪被害者等支援の推進に努めなければならない。

(民間支援団体の責務等)

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を行うよう努め、及び犯罪被害者等支援者が行う犯罪被害者等支援に協力するよう努めなければならない。

2 県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、民間支援団体に対し、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言を行う等必要な施策を講ずるものとする。

(犯罪被害者等支援に関する推進計画)

第8条 県は、犯罪被害者等支援に関する推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画は、犯罪被害者等支援を総合的かつ長期的に推進していくための基本方針及び取組について定めるものとする。

3 県は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、広く県民の意見を聴くものとする。

4 県は、推進計画を定めたときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(相談及び情報の提供等)

第9条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害の回復を図るための情報の提供等)

第10条 県は、犯罪等による被害に係る損害の適切かつ円滑な回復を図るため、犯罪被害者等に対する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的な助成に関する情報の提供等)

第11条 県は、犯罪等に起因する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言を適切に行う体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第12条 県は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるようにするため、病院等への付添い、家事、育児等に係る援助その他の日常生活に必要な援助が提供されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(心理的外傷等からの回復)

第13条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第14条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、

一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第15条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るために、必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第16条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るために、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(捜査の過程における配慮等)

第17条 県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、専門的知識又は技能を有する職員を配置する等必要な施策を講ずるものとする。

(緊急を要する犯罪被害者等支援の実施)

第18条 県は、県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事件その他の重大な事件が発生した場合であって、当該事件における犯罪被害者等に対して直ちに支援を行う必要があると認めるとときは、市町その他の犯罪被害者等支援に関するものと協力して、当該事件に対応するための支援の態勢を整え、情報の提供、病院等への付添い、精神的な負担の軽減その他の緊急を要する犯罪被害者等支援を実施するものとする。

(県民の理解の増進)

第19条 県は、犯罪被害者等が孤立することがないような地域社会を形成するため、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について県民の理解を深めるよう、情報の提供、広報活動及び啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校における教育)

第20条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等に関する教育が学校において行われるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

(犯罪被害者等支援に従事する者に対する研修等)

第21条 県は、犯罪被害者等支援が適切に行われるようにするため、県及び市町の職員並びに民間支援団体の職員等であって犯罪被害者等支援に従事するものに対して研修を実施する等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映)

第22条 県は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映する等必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

静岡県犯罪被害者等支援推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 静岡県において、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により被害を受けた者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）へ途切れない支援を関係機関が連携して行うため、「犯罪被害者等支援推進協議会」（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事業等を行う。

- (1) 犯罪被害者等への支援及びその調整に関すること。
- (2) 犯罪被害者等支援に関する人材育成に関すること。
- (3) 犯罪被害者等支援に関する広報啓発に関すること。
- (4) その他必要な事業

(構成)

第3条 推進協議会は、関係機関・団体並びに行政機関等で構成する。

2 推進協議会の構成団体は別表に掲げる団体等とする。ただし、必要に応じて構成団体を加えることができる。

(役員)

第4条 推進協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、静岡県くらし・環境部長とする。
- 3 副会長は、くらし・環境部県民生活局長とし、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(庶務)

第5条 推進協議会の庶務は、くらし・環境部くらし交通安全課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月18日から施行する。

(別表) 構成団体

国	静岡地方検察庁 静岡保護観察所 国土交通省中部運輸局静岡運輸支局 静岡労働局 海上保安庁第三管区海上保安本部清水海上保安部 海上保安庁第三管区海上保安本部下田海上保安部 静岡刑務所
県	静岡県 静岡県警察本部 静岡県教育委員会
市町	全ての県内市町
関係機関団体等	特定非営利活動法人静岡犯罪被害者支援センター 静岡県自治会連合会 静岡県弁護士会 日本司法支援センター静岡地方事務所（法テラス静岡） 一般社団法人静岡県医師会 静岡県産婦人科医会 一般社団法人静岡県公認心理師協会 静岡県司法書士会 静岡県社会福祉士会 一般社団法人静岡県精神保健福祉士協会 静岡県精神科病院協会 静岡県社会福祉協議会 社会福祉法人浜松いのちの電話 独立行政法人自動車事故対策機構静岡支所 公益財団法人交通事故紛争処理センター静岡相談室

静岡県犯罪被害者等支援庁内推進本部設置要綱

(設置)

第1条 静岡県において、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により被害を受けた者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の支援に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、「犯罪被害者等支援庁内推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 県犯罪被害者等支援推進計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 犯罪被害者等への支援及びその調整に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること

(組織)

第3条 推進本部は、本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、くらし・環境部長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。
- 4 本部長が不在のときは、予め本部長が指名した者がその職務を代行する。

(会議)

第4条 推進本部会議は、本部長が招集し、これを主宰する。本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者に出席を求めることができる。

(幹事会)

第5条 推進本部の円滑な運営に資するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、くらし・環境部県民生活局長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表2に掲げる者をもって充てる。
- 5 幹事会は、幹事長が招集し、これを主宰する。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、くらし・環境部くらし交通安全課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月18日から施行する。

(別表 1) 本部員

くらし・環境部	県民生活局長 建築住宅局長
健康福祉部	福祉長寿局長 こども若者局長 障害者支援局長 健康局長
経済産業部	就業支援局長
教育委員会	教育部理事（総括・新図書館担当）
警察本部	警務部参事官兼警務課長

(別表 2) 幹事

くらし・環境部	くらし交通安全課長 男女共同参画課長 住まいづくり課長 公営住宅課長
健康福祉部	地域福祉課長 地域福祉課人権同和対策室長 福祉長寿政策課長 こども未来課長 こども家庭課長 障害者政策課長 障害福祉課長 国民健康保険課長
経済産業部	産業人材課長
教育委員会	教育政策課長 義務教育課長 高校教育課長 特別支援教育課長
警察本部	警察相談課長